

簡易な収入(所得)見込額の申立書 【家計急変者】

記入要領

【1】

【1】予期せず令和5年1月から10月までに家計が急変し、収入が減少した場合、✓を入れてください。

収入の減少が、定年退職等のあらかじめ予想されるものである場合、本給付金の対象となりません。

○「エネルギー・食料品価格等物価高騰支援給付金申請書」と一緒にご提出ください。

① 下記にチェック(✓)してください。

私の世帯は、予期せず家計が急変し、住民税非課税世帯となる水準相当に収入が減少しました。

(記入上の注意)

「予期せず家計が急変」したことは、定年退職による収入の減少や、年金が支給されない月や事業活動に季節性があるもの等の通常収入が得られない月の収入等、当該月に収入がないことがあらかじめ明らかであるものは該当しません。

② 申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての者について記入してください。

【2】申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記載した全ての方の状況を記載してください。

【3】④欄には、収入の減少のあった月を、⑤欄には、その月の収入を、⑥欄には、D×12の額を記載してください。

【4】下表から、①欄の人数に対応する区分の非課税相当収入限度額を確認し、【5】この額を⑦欄に記入してください。

【6】非課税相当収入限度額(⑦欄)と年間収入見込額(⑥欄)を比較して、⑥欄のほうが低ければ支給対象(収入で申請する場合、2枚目は記載不要)

【7】記載例②の場合、非課税相当収入限度額(⑦欄)と年間収入見込額(⑥欄)を比較して、⑥欄のほうが高いため、所得による申請となります。(2枚目を記入)

氏名	左欄の者が扶養する者の数	令和5年度住民税課税状況	障害者控除等の適用	収入の減少のあった年月	任意の1か月の収入⑤			年間収入見込額 D×12	非課税相当収入限度額
					収入合計額 A+B+C= [D]	事業収入又は不動産収入 [B]	年金収入 [C]		
トクシマ タロウ 徳島 太郎	1	<input checked="" type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和5年6月	収入合計額 A+B+C= [D] 120,000 円	0 円	120,000 円	1,440,000 円	1,469,000 円
トクシマ ハナコ 徳島 花子	0	<input type="checkbox"/> 課税 <input checked="" type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和5年6月	収入合計額 A+B+C= [D] 0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
アワ イチロウ 阿波 一郎	0	<input checked="" type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和5年7月	収入合計額 A+B+C= [D] 100,000 円	100,000 円	100,000 円	1,200,000 円	965,000 円

(記入上の注意)

- ① 「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居にかかわらず、左欄の者が扶養している親族の数を記入してください。(扶養控除等申告書で届け出ている人数)
- ② 「住民税課税状況」欄は、該当する項目にチェック(✓)してください。
- ③ 「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェック(✓)してください。
- ④ 「収入の減少のあった年月」欄には、住民税非課税相当の収入であった令和5年1月から令和5年10月までの任意の1か月の月を記入してください。
- ⑤ 「任意の1か月の収入」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和5年1月から令和5年10月までの任意の1か月の収入を記入してください。

給与収入	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
事業収入又は不動産収入	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
年金収入	※年金収入がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。

※給与収入、事業収入又は不動産収入、年金収入いずれの場合も、所得税が課されないものは、これらの収入として計上する必要はありません。

- ⑥ 「年間収入見込額」欄には、D欄(収入合計額)を12倍した金額を記入してください。
- ⑦ 「非課税相当収入限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入してください。(早見表)

【4】

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額	該当番号
単身又は扶養親族がいない場合	96.5万円	01
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	146.9万円	02
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	187.9万円	03
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	232.7万円	04
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	277.9万円	05
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.3万円	06

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

～ 所得により申請する場合は、引き続き、裏面を記入してください ～

【1】収入により申請する場合は記入不要

【8】⑦欄の年間収入見込額を転記してください。

【9】各欄に該当する控除額を記入してください。

【10】下表の非課税限度額早見表から、扶養人数に応じて、該当する金額を記入してください。

【11】年間所得見込額を計算してください。
 年間所得見込額 = 収入額 - (⑧給与所得控除額 + ⑨事業収入等の経費 + ⑩公的年金等控除)

⑪の額が⑫の額を下回れば支給対象となります。

③ 年間所得により申し立てる場合、申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての者について記入してください。

	(フリガナ) 氏名	【収入】 年間収入見込額	【控除】			【所得見込】 年間所得見込額	【非課税所得限度額】 非課税所得限度額
			給与所得控除額 ⑧	事業収入等の経費 ⑨	公的年金等控除 ⑩		
1	【-】						
2							
3							
4							
5	アワ イチロウ 阿波 一郎	1,200,000	800,000		400,000	415,000	

(記入上の注意)

⑥「年間収入見込額」欄には、表面の年間収入見込額(⑦欄)の額を転記してください。

⑧「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- ① A×12の額(給与収入分)が 162.5万円以下 → 55万円
- ② A×12の額(給与収入分)が 162.5万円超 180万円以下 → 給与収入分×40%-10万円
- ③ A×12の額(給与収入分)が 180万円超 360万円以下 → 給与収入分×30%+87万円
- ④ A×12の額(給与収入分)が 360万円超 660万円以下 → 給与収入分×20%+44万円

⑨「事業収入等の経費」

- ①事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額をご記入ください。
- ②帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。

⑩「公的年金等控除」の欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- (65歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額
 - : 60万円以下 → 公的年金等収入分的全額
 - : 60万円超 130万円未満 → 60万円
 - : 130万円以上 410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25+27万5千円
 - : 410万円以上 770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15+68万5千円
- (65歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額
 - : 110万円以下 → 公的年金等収入分的全額
 - : 110万円超 330万円未満 → 110万円
 - : 330万円以上 410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25+27万5千円
 - : 410万円以上 770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15+68万5千円

⑪「年間所得見込額」の欄には、以下の算定式により計算の上、ご記入ください。

⑪年間所得見込額 = ⑥年間収入見込額 - (⑧給与所得控除額 + ⑨事業収入等の経費 + ⑩公的年金等控除)

⑫「非課税所得限度額」の欄には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税所得限度額を記入してください。

※限度額は下の早見表から、①欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額を記入してください。

※下表の「扶養している親族の状況」は、「申請者本人」「同一生計配偶者(所得金額48万円以下の者)」「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。

【10】

扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額	該当番号
単身又は扶養親族がない場合	41.5万円	11
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	91.9万円	12
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	123.4万円	13
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	154.9万円	14
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	186.4万円	15
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	135.0万円	16

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用